

[第3回]

市街地大火対策からビル火災対策へ

多数の死者を伴うビル火災の頻発

前回述べたように、戦争直後から続いた市街地大火は、1960年代にほとんど撲滅されたが、入れ替わるようにビル防火対策が大きな課題になった。

当時、経済の急成長に伴い都市には耐火構造のビルが続々と建設されるようになったが、それに付随して、雑居ビル、ホテル、病院等で多数の死者を伴うビル火災が頻発した。水上温泉菊富士ホテル火災(1966年3月)、有馬温泉池之坊満月城火災(1968年11月)、磐梯熱海温泉磐光ホテル火災(1969年2月)と、死者がちょうど30人発生するホテル火災が連続し、耐火構造のビルやホテルの火災安全性に対して社会の不信感が広がることになった。

ビル火災で多数の死者が出た直接の理由は様々だったが、その共通要因は、当時はまだ耐火構造のビル特有の火災現象とその危険性が理解されておらず、そのため防火基準も不十分なことだった。

高層建築物の登場

高さ31mを超える建築物は、市街地建築物法(1919年)で過密都市防止の観点から建設が禁止され、その規制は戦後の建築基準法の集団規定にも引き継がれた。1960年頃になると、経済が急成長し、一方で耐震性の高い高層建築物の建設が可能となる技術開発が行われたため、高層建築物解禁の気運が高まった。

こうして、1961年に都市計画法に「特定街区」の制度と容積率の考え方が導入され、良好な市街



高層建築物第一号「霞が関ビル」1968年竣工



林立する高層建築物(新宿副都心)

1960年頃以降経済が急成長すると、ビル建設の活発化に伴って多数の死者を伴うビル火災も急増し、一方で高層建築物の建設が解禁されたこともあり、防火法令の見直しが急務となった。このため、1970年前後の数年間に建築基準法令と消防法令が何度も改正され、現在のビル火災対策の骨格が作られた。特に、118人の方が亡くなった大阪の千日デパートビル火災を契機とした改正は、その後の日本の建物の防火安全の向上に大きく貢献した。

地形成が図られることが都市計画で担保された特別な街区については、高さ制限などを緩和することが可能になった。その後、1963年の「容積地区」制度を経て、1970年の建築基準法の改正で容積率規制が一般化され、高さ制限は完全に撤廃された。

特定街区制度第一号の霞が関ビル(高さ147m、1965年着工、1968年竣工)の建設を皮切りに、高層建築物が多数建設されるようになることが予想されたため、建築基準法令も消防法令も高層建築物の火災安全をどう図っていくかが大きな課題となった。

建築基準法令の改正強化

このような相次ぐビル火災と高層ビルの解禁及び当時火災安全性が問題視されていた地下街の急増を受け、建築基準法令が何度も改正された。まず、1961年及び1964年の建築基準法施行令の改正において、高層建築物に対する内装制限の強化、防火区画、避難路の面積等についての上乗せ等が行われ、同時に耐火構造の耐火性能に関する規定の整備が行われた。

また、1969年1月、建築基準法施行令が改正され、竪穴区画規制の新設、内装制限及び避難施設に関する規制の強化、地下街の防火区画及び避難施設に関する規制の強化等が行われた。さらに1970年6月には、社会情勢の変化や技術革新への対応を図ることなどと併せ、防火避難施設にかかる設置規制の大幅な強化を目指す、建築基準法の制定以来の大改正が行われた。現行建築基準法

の防火対策で定番となっている排煙設備、非常用の照明装置、非常用の進入口、非常用のエレベーター等の設置規制は、この時の改正で初めて導入された。

消防法令の改正強化

一方、消防法令においても、1966年12月、防火管理者制度の強化及び避難器具と自動火災報知設備に関する規制の強化を内容とする消防法施行令の改正が行われ、さらに1968年6月には、高層建築物、地下街等に対する共同防火管理及び防災規制の実施等を内容とする消防法の改正が、1969年3月には関連する施行令の改正が行われた。

この時の施行令の改正の際には、先述の旅館・ホテル等の火災を踏まえ、自動火災報知設備、電気火災警報器(現在の漏電火災警報器のこと)、非常警報設備等及び誘導灯等の設置規制の強化も同時に行われた。特に、旅館・ホテル等や病院等に対する自動火災報知設備の遡及設置規定(遡及期限は1971年3月末)の追加と、煙感知器の検定対象品目への追加は、これらの対象物の防火安全の向上に著しい効果を上げた。

千日デパートビル火災を契機とする大改正

1960年代後半の防火法令の一連の改正にもかかわらず、多数の死傷者を伴うビル火災は後を絶たず、ついに1972年5月には戦後最多の死者を出した大阪市千日デパートビル火災(118人死亡)が発生したため、防火関係法令のさらなる規



大阪千日デパートビル火災(1972年5月)

制強化が行われた。

消防法関係では、1972年12月に消防法施行令が改正され、防火管理者制度の拡充、スプリンクラー設備の設置対象の拡大、複合用途防火対象物に対する規制の強化、自動火災報知設備の遡及設置対象の不特定多数の者や避難困難者等が利用する施設(特定防火対象物)への拡大等が行われた(遡及期限は1974年5月末日)。この自動火災報知設備の特定防火対象物への遡及適用が即効的な効果を上げたことは、次回詳述する。

「複合用途防火対象物」という用語は、千日デパートビルが典型的な雑居ビルだったことからこの時初めて法令用語として明記され、このうち、いわゆる特定複合用途防火対象物については、スプリンクラー設備と自動火災報知設備を中心に、特に厳しい規制強化が行われた。

また、千日デパートビル火災の死者が焼死でな

く一酸化炭素中毒や窒息又は煙に追われて飛び降りたための墜死であったため、1973年8月には建築基準法施行令が改正され、防火区画における防火戸の常時閉鎖の原則、煙感知器連動閉鎖式防火戸の規定、防火ダンパーの遮煙性能の要求、二方向避難の要求範囲の拡大、避難階段・特別避難階段の防火戸に対する遮煙性能と煙感知器連動化の要求、内装制限の強化等、主として煙対策を中心とする大幅な規制強化が行われた。

この時の両法令の改正は、多数の死者という大きな代償を払って近代的なビルの実態やビル火災特有の現象を学び、それを踏まえてビル防火対策の根幹を形作ったもので、次回述べる熊本大洋デパート火災を契機とした特定防火対象物に対する遡及適用とともに、現在の日本のビルの防火安全に直接つながるものである。